

29歳以下の新婚世帯の
新生活を応援します

最大
40万円



Happy
Wedding

こちらの要件を満たす世帯が対象です

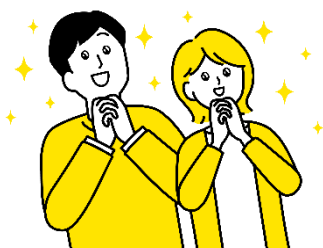
- ・鯖江市に住民票の登録があり、市税滞納がないこと
- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理されていること
- ・婚姻日の年齢が共に39歳以下で、どちらかが29歳以下
- ・所得が夫婦合わせて500万円未満

申請日が4/1～5/31の場合 ⇒ 令和6年度所得証明書で確認(令和5年中所得)

申請日が6/1～3/31の場合 ⇒ 令和7年度所得証明書で確認(令和6年中所得)



詳しくはHPで確認しよう!



支援金額の目安

1世帯あたり30万～40万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります